

## 大飯原発3号機の原子炉起動糾弾！

データ改ざんの再度の釈明で、国は「回答する必要なし」と居直り  
原告は、地震動問題で国の反論を全面的に批判し、火山灰問題を新たに主張

次回法廷 2018年6月13日(水) 15時

3月14日11時より、国相手の大飯原発3・4号止めよう裁判の第25回法廷が大阪地裁202号法廷で開かれた。3.11など行動が続く中での法廷であったが、この日は大飯原発3号機の原子炉起動が予定されていることから、いつもより早めに集合した原告・支援者が目立ち、傍聴席はほぼ満席となった。



起動に反対し2日前から関電前で断食・座り込みをしている福井県の中嶋哲演さんも参加した。今法廷に先立ち、原告は準備書面(23)を提出した。国は、第20準備書面を提出した。第20準備書面では、原告準備書面(22)の地震動審査ガイドの「経験式が有するばらつきの考慮」に関する主張と設置許可基準規則55条に係る主張に反論し、また、原告が地震データ改ざん問題について1月31日に出した求釈明書に回答している。この中で国は、前回釈明で「改ざんではなく誤記」とした通りで、もう「回答する必要性を認めない」等と居直った。

### ◆国の「島崎提言は均質モデルを仮定しているから科学的に誤り」との主張は成り立たない

法廷では、裁判長が双方の書面を確認し、次に原告弁護士が準備書面(23)の要旨を説明した。

谷弁護士は、島崎提言を批判する国の主張に反論。国は、入倉・三宅式が震源断層の断層すべりが不均質であることを前提にした式であるのに対し、島崎提言が均質震源モデルを仮定して推定した暫定解を使用していることは科学的に誤りだと主張している。しかし、入倉・三宅式は巨視的パラメータである断層面積と地震モーメントの間の経験式であり、この経験式の基になったデータセットが震源インバージョンによるものではないと、原告が準備書面(20)で主張したのに対し、国も第19準備書面で認めている。国の主張は成り立たない。

### ◆国は断層面積と震源インバージョンから求まる破壊域を同一視しているが、根拠はない

武村弁護士は、入倉・三宅式による計算結果と震源インバージョンの結果が整合的であることが確認されているとする国の主張に反論。これは、震源インバージョンから導かれる震源断層面積(以下、破壊域)と測地学的手法により得られる断層面積(以下、単に断層面積)を同一視し、入倉・三宅式に破壊域を断層面積として用いた場合に得られた地震モーメントが整合的であったとする趣旨と思われる。しかし、破壊域と断層面積を同一視できる根拠はどこにも示されていない。断層面積と破壊域の値は、原告準備書面(23)の14ページのグラフに示すように一致せず、後者のはるかに大きいことは明らかだ。また、一番新しい大地震である熊本地震についてさえ、解析者により破壊域は数値が大きく異なっている。このような大きく異なる数値の一部を用いて入倉・三宅式の正当性を検討することはできない。

### ◆国の「レシピパッケージ論」は誤り

冠木弁護士が国の主張を批判。国は、「震源断層を特定した地震の強震動予測手法(レシピ)」

(以下、レシピ)は、一連の評価手法として、観測記録との整合性が検証されたものであり、その一部を改変して用いれば、整合性が失われると主張しているが、これは誤りである。レシピ自身が、観測記録の検証によって計算結果が相違することを想定している。また、レシピは多数の計算式の集合体であり、例えば地震モーメント  $M_0$  を算出するにあたり、入倉・三宅式の代わりに武村式を、短周期レベル A を算出するにあたり、壇ほか式の代わりに片岡ほかの式を、より正しい経験式として用いることは何の支障もない。

◆壇ほかの式の適用範囲は第1ステージまで。第2ステージでは片岡ほかの式を用いるべき  
瀬戸弁護士が、国の主張を批判。国は、「壇ほかの式」が地震観測データに整合すると主張しているが、「壇ほか (2001)」において、「図より・・・ほぼ対応していることがわかる」と述べているだけで、整合性が厳密に検証されていないことは明らかだ。さらに、国が「壇ほか式」の根拠としている「Brune, 1970」、「Frankel, 1995」に基づく、「壇ほか式」には、地震モーメントの大きさ  $M_0$  に、 $M_0 < 7.5 \times 10^{18}$  Nm (第1ステージ) という適用範囲があることが分かる。 $M_0 > 7.5 \times 10^{18}$  Nm (第2ステージ) では片岡ほかの式があてはまる。

#### ◆審査で合格した火山灰層厚 10cm は過小評価であり、許可基準規則に違反

新たに火山影響評価について、武村弁護士が主張。関電は火山灰層厚 10cm、気中降下火砕物濃度約  $1.5\text{g}/\text{m}^3$  との評価で審査を合格したが、これは過小評価であり、許可基準規則に違反する。「大山火山の噴火履歴の再検討」(2017年山元孝広)で、大山から 200km の地点まで大山倉吉 (DKP) の層厚 50cm の降下火砕物が及び、大山から 190km の京都府越畑で大山生竹 (DNP) の層厚 30cm の降下火砕物が確認されたとしている (大山-大飯原発は 189km)。また 2018 年 2 月 13 日の関電の現地調査結果である「大山火山灰分布情報収集調査結果」により、越畑で DNP に対比される最大 26cm、及び 16cm の火山灰層が確認されている。これらにより上記の層厚 10cm は過小である可能性が高く、非常用ディーゼル発電機の損傷等により系統・機器の機能喪失の恐れがある。

次に裁判長は原告に「火山灰とこれまでの主張が論点だということではどうか」と尋ね、冠木弁護士は「だいたいそうだが、念のために書面を出す」と答えた。また、次回までに原告は被告第 20 準備書面に反論する書面を出すことになった。

国は、地震については必要があれば反論する、火山灰については「原告の主張はディーゼルエンジンの起動についてのみか」と確認し、反論すると答えた。関電は、裁判長から何か出すかと聞かれ「基準地震動について許可に関する書面を出す」と答えた。

次回期日は 6 月 13 日 (水) 15 時、書面提出期日は 6 月 6 日 (水) と確認した。また次々回は、9 月 10 日 (月) 15 時からとなった。

法廷終了後、島根ビルに移動して報告・交流会を行った。約 50 名が参加し、活発に議論した。この日に大飯原発 3 号機の原子炉起動を強行したことに強く抗議して、報告・交流会を開始した。

#### ◆中嶋哲演さんが断食宣言で、再稼働中止と「原発ゼロ社会」の実現を訴え

最初の中嶋哲演さんからあいさつを受けた。本裁判で原告陳述をしたことに触れた後、自らの断食宣言を読み上げ、大飯原発 3・4 号機の再稼働中止と「原発ゼロ社会」の実現を訴えた。続いて高浜 3・4 号運転差止ミサイル仮処分裁判の原告であり、断食座り込みを支援している水戸喜世子さんからあいさつを受けた。3 月中に予定されている仮処分決定の際には大阪地裁に駆けつけて欲しいとの要



請があった。この後、関電前に移動する中寫さんと水戸さんを、大きな連帯の拍手で送り出した。

#### ◆裁判について活発に議論

弁護団から法廷と原告準備書面（23）の要点について解説があり、その中で、そろそろ終結前の準備が必要との指摘があった。参加者から、関電が書面を出して、これまでの国とのやりとりを無視して議論をはじめに戻すことができるのかと心配する質問が出た。これに対し弁護士は、関電が書面を出してきたら反論は必要だ。しかし、時間稼ぎが目的なので注意が必要と述べた。

小山共同代表から、壇ほかの式には第1ステージまでという適用範囲があり、第2ステージでは片岡の式が当てはまるという積極的な主張を、新たに展開したとの補足説明があった。

大飯原発再稼働に反対する活動が紹介された。京都府綾部市（3月1日）、舞鶴市（3月7日）への申入れでは、自治体の姿勢はなかなか変わらないが、火山灰の問題については「専門家が調査や評価に加わるのが普通だと思う」と、現在の関電と規制庁だけの密室論議に疑問を呈していた。また、地元のママたちが子連れで参加し、安定ヨウ素剤の事前配布等を強く求めた。

関電の火山灰問題では、関電の現地調査結果を問題にして、その焦点となる京都府越畑の火山灰露頭を現地調査した報告もあった。現地調査参加者は、関電が実際に確認された大山生竹火山灰露頭（層厚26cmや16cm）を、「再堆積」として層厚評価の対象外としてしまい、国の審査で合格となった「層厚10cmでよし」とする見解を批判した。

#### ◆使用済燃料中間貯蔵施設を受け入れないようとの要望書に賛同を募ろうと呼びかけ

中間貯蔵施設受け入れについて、瀬戸内海沿岸の兵庫・大阪の27市町へのアンケート結果について、の報告があった。京都府・兵庫県・大阪府で中間貯蔵施設を受け入れる自治体はほとんどないことが明らかになった。アンケート結果 [http://www.jca.apc.org/mihama/bousai/h\\_questionarie20180312.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/bousai/h_questionarie20180312.pdf)

和歌山県白浜町長に、中間貯蔵施設を受け入れないとの意思表示を求める要望書への賛同団体を募ろうと、避難計画を案ずる関西連絡会から呼びかけがあった（第1次集約は3月末）。

京都賠償訴訟判決（3月15日）、大飯3・4号仮処分審尋（4月18日）等への参加呼びかけが行われた。最後に、福島から参加された荒木田さんから、「今の福島の惨状を見れば、原発の再稼働などあり得ない。福島の現状を広めて運動を強めてほしい」とのアピールを受けた。

次回期日にも多くの人が集まろうと呼びかけ、報告・交流会を終えた。

2018年3月28日 おおい原発止めよう裁判の会事務局